

保土ヶ谷区スクールゾーン推進組織助成金交付要綱

制定 平成9年4月1日（区長決裁）

最近改正 令和5年1月31日 保地振第963号（区長決裁）

（目的）

- 第1条** この要綱は、スクールゾーン推進組織に助成金を交付し、交通事故防止を目的とする地域の自主的な活動の育成をはかるため、必要な事項を定める。
- 2 スクールゾーン推進組織についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象団体及び活動）

- 第2条** スクールゾーン内の交通事故防止を目的として結成された組織で、地域内のPTA、町内会、婦人会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体に対し、団体活動に必要な経費の一部を助成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

（助成金額）

- 第3条** 助成金の額は、年間2万円とする。

（助成金の交付申請）

- 第4条** この要綱により助成金の交付を受けようとするスクールゾーン推進組織は、年度ごとに次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
- (1) スクールゾーン推進組織助成金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 年度事業計画書（第2号様式）
 - (3) 年度収支予算書（第2号の2様式）
 - (4) 会員名簿、規約等組織の内容を示す書類
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、第1号様式への添付を省略できる書類は、補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（交付の決定及び通知）

- 第5条** 区長は、前項の規定により申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、申請者に通知書（第4号様式）を交付する。
- 2 区長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 補助金規則第9条第1項により区長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日までとする。

（助成金の請求及び支払）

- 第6条** 前条の通知書を交付されたスクールゾーン推進組織は、区長あてに助成金請求書（第5号様式）を提出する。

2 区長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(助成事業遂行の指示等)

第7条 区長は、助成事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、スクールゾーン推進組織から助成事業の遂行状況報告を求め、又はスクールゾーン推進組織に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(助成金の使途)

第8条 助成金はスクールゾーンの推進活動以外に充当してはならない。

(活動結果の報告)

第9条 助成金の交付を受けたスクールゾーン推進組織は、毎年4月末日までに前年度の活動報告書（第3号様式）及び収支決算報告書（第3号の2様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、助成金交付額に余剰金が生じたときは、スクールゾーン推進組織は区長に返還しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により第3号様式への添付を省略できる書類は、補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、保土ヶ谷区スクールゾーン推進組織助成金確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(是正のための措置)

第11条 区長は、助成金の交付を受けた場合、その報告に係る事業の成果が本要綱に適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるべきことをスクールゾーン推進組織に指示する。

(助成金の返還)

第12条 区長は、助成を受けたスクールゾーン推進組織が次の各号の一に該当するときは、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他の不正手続きによって助成を受けたとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 活動を中止したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 第1項の規定により助成金の交付決定を取り消す場合は、区長は速やかにスクールゾーン推進組織に通知するとともに、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(他の補助金等の交付一時停止等)

第13条 区長は、助成金を受けたスクールゾーン推進組織が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その組織に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度にその交付を一時停止し、又は補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(書類の閲覧)

第14条 助成金の交付を受けたスクールゾーン推進組織及び区長は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを、一般の閲

覧に供しなければならない。

(1) 第4条各号及び第5条に規定する書類

(2) 第9条に規定する書類

(書類の整備及び保存)

第15条 スクールゾーン推進組織は、助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類等を整理し、保存しておかなければならない。

(調査又は報告)

第16条 区長は、助成金の適正な執行等を確認するため、必要があると認めたときは、スクールゾーン推進組織に対して前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補足)

第17条 この要項に定めるほか、必要な事項は保土ヶ谷区長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月20日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日より施行する。